

## 巻頭言

平成 27 年度第 47 回公立大学協会図書館協議会（以下、公大図協と称する）は、皆様方のご協力により一年間の任務を無事終えることができましたことを、巻頭にあたり衷心より厚く御礼申し上げます。

一年間の任務を終えるにあたり、あらためて公大図協のここ数年の活動を顧みますと、誠に感慨深いものがあります。

まず、平成 24 年度（会長：国際教養大学）には、公大図協の名称・会則について問題提起がなされ、役員会の協力のもと、公大図協の名称・会則の改定案がまとめられました。

つぎに、平成 25 年度（会長：高知県立大学）には、この改定案を引き継ぐ形で、それまでの内規を廃止し、新たに会則を制定するとともに、「役員選任手続細則」や「会計手続細則」等、幾つかの細則を設けるという非常に困難な課題が達成されました。

これらの取組みに対して本館は尊敬の念を抱いております。まさにこの 2 年間の活動によって公大図協の新しい基盤が整えられたと言えるでしょう。

そして、平成 26 年度（会長：横浜市立大学）には、さらに、規定類等の見直し、役員等の選出方法や公大図協の文書の取り扱いの見直し等が行われ、新たな細則が整備されました。つまり、公大図協の会則・細目の見直しには、実に 3 年もの月日が費やされたのです。

翻って、平成 27 年度に沖縄県市町村自治会館（会長：名桜大学）で会催された公大図協では、「会長館業務の見直し」について集中的な議論が行われました。その結果、複数館による会長館業務の分担を認める案が議決され、その場合 2 期前の拡大役員会で承認を得ることが決定されました。また、事務長会・情報交換会の開催は必須とせず、柔軟に対応すること。加えて総会を 1 日開催とする場合や会長館業務に係わるアルバイト雇用が必要な場合は、前年度の役員会において承認をとることなどが承認されました。

こうした課題は、少人数で図書館を運営している小規模校が多い公立大学に見られる傾向であり、今後の公大図協の活動においても、各館は協力を惜しむことなく、将来を見据えて解決すべきでありましょう。

平成 28 年 3 月

公立大学協会図書館協議会  
会長 名桜大学附属図書館長  
住江 淳司